公　告

諸　事　項

公示送達

再審査請求人　東京都豊島区東池袋３―13―３池袋ロッヂング23号
林　　憲二

上記の者に送達すべき平成12年10月16日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成12年10月16日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成20年３月７日

再審査請求人　新潟県十日町市春日161番地高橋荘１号
上村　　晋

上記の者に送達すべき平成16年９月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本、平成16年９月24日付け再審査請求に関する裁決書の謄本、平成16年12月９日付け再審査請求書の謄本及び平成17年３月22日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成16年９月６日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成20年９月10日
平成16年９月24日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成20年９月10日
平成16年12月９日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年９月14日
平成17年３月22日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成20年９月10日

再審査請求人　大阪府豊中市新千里東町１丁目６番地33―B16―401
前西由美子

上記の者に送達すべき平成12年12月22日付け再審査請求及び平成13年１月26日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成12年12月22日付け再審査請求及び平成13年１月26日付け再審査請求の合計２件
裁決の主文　本件再審査請求は、平成12年11月20日付け大阪府知事の裁決及び同年７月27日付け大阪府豊中市福祉事務所長の保護廃止決定処分の取消しを求める部分については、これを棄却し、その余については、これを却下する。
裁決年月日　平成20年９月18日

再審査請求人　愛知県豊橋市東光町28
鬼丸　直滋

上記の者に送達すべき平成20年７月13日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年７月13日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成20年12月４日

再審査請求人　北海道天塩郡遠別町北浜171番地
北田　廣明

上記の者に送達すべき平成20年12月30日付け再審査請求に関する補正命令書は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）補正命令書の内容及び年月日
平成20年12月30日付け再審査請求
1　再審査請求人の年齢
2　再審査請求に係る裁決の年月日及び裁決があったことを知った日
3　再審査請求の趣旨
4　審査庁の教示の有無及びその内容
裁決年月日　平成20年１月19日

再審査請求人　大阪府茨木市春日４丁目１－８新みやま荘21号
中道　武志

上記の者に送達すべき平成17年９月20日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年９月20日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年10月30日

再審査請求人　大阪府泉佐野市泉ヶ丘１－５－８
鈴木英美子

上記の者に送達すべき平成20年７月25日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年７月25日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年５月20日

再審査請求人　東京都江東区南砂町４―18―10―305
野川美智子

上記の者に送達すべき平成21年５月６日付け再審査請求に関する補正命令書は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）補正命令書の内容及び年月日
平成21年５月６日付け再審査請求
1　再審査請求人の年齢
2　再審査請求に係る裁決
3　再審査請求に係る裁決の年月日及び裁決があったことを知った日
4　再審査請求の趣旨及び理由
5　審査庁の教示の有無及びその内容
6　再審査請求の副本の提出
裁決年月日　平成21年５月14日